

令和2年5月15日

香川県健康福祉部薬務感染症対策課長様

一般社団法人香川県薬剤師会
会長 安西英明



薬局における薬剤交付支援事業の実施について

このことについて、令和2年4月23日付け薬生発第0423第2号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知及び令和2年5月12日付け厚生労働者発薬生0512第40号厚生労働事務次官通知に基づき実施することとしたのでお知らせします。

本会会員保険薬局へは、別添のとおり周知したところですが、本事業は非会員の薬局も対象としていることから、非会員薬局への周知等よろしくご配慮いただきたくお願いいたします。

なお、周知文書ほか関係様式等につきましては、香川県薬剤師会ホームページに掲載することとしております。

本事業の円滑な推進につきまして、ご協力方よろしくお願いいたします。



保険薬局各位

(一社)香川県薬剤師会

会長 安西 英明

薬局における薬剤交付支援事業の実施について

令和2年度補正予算成立に伴い、標記事業を実施いたしますのでお知らせします。実施にあたっては、下記の内容をご参照いただき、ご協力くださるようお願いいたします。さらに、事業実施に先立って、薬剤交付支援事業実施申出書の提出が必要ですのでよろしく申し上げます。

各様式は、香川県薬剤師会のホームページよりダウンロードしてください。

○事業の概要

本来、患者に薬剤の配送等を行う配送料は、患者から徴収できるものでありますが、新型コロナウイルス感染症患者等への支援として、「0410 対応等処方せん」について、電話や情報通信機器による服薬指導等を行った患者に対して薬局が薬剤を配送等する費用に対して支援するものです。

- 事業期間 令和2年4月30日(木)～令和3年2月末予定
但し、予算(香川県薬分3,701千円(事務費を含む。))に達したとき終了)
- 実施方法 予算に限りがあることから、薬局従事者が直接届けることを基本として、それが困難な場合に限り、配送業者を使用すること。
- 事業の概要は、5月1日付FAXのとおりです。(詳細な留意点は県薬のホームページに掲載します。)

1. 実施状況の一覧(シート)(HP掲載)の作成における留意点

- ① 薬局ごとに毎月分を作成し、翌月の15日までに提出してください。(4月30日分は、5月分に含めてください。)
- ② 保険薬局コードは、各保険薬局コード(7桁)の前に「374」をつけて10桁にしてください。
- ③ 集計のため必要ですので、様式は変えないでください。(行、列の挿入、数式の変更、プルダウン箇所の変更などはしないでください。)
- ④ シート(100件分)が一杯になっても、行の挿入ではなく、新たなシートに記載してください。
- ⑤ 本事業は、事業期間内の検証に使われることから、電話での服薬指導及び薬剤の配送を行った場合、香川県薬剤師会に請求しないものも記載してください。
- ⑥ 申請の根拠(処方箋の写し、配送料の伝票の控え、配送業者からの請求書等)は各薬局で保存しておいてください。

2. その他

- ① 当該事業を実施する予定の薬局は、薬剤交付支援事業実施申出書(HP掲載)を原則5月末日までに提出してください。
- ② 薬剤交付支援事業週間報告書(HP掲載)は、事業実施した週の翌週の火曜までにFAX(087-831-0070)にて提出してください。

●提出先 : 香川県薬剤師会 メールアドレス (corona@kagayaku.jp)